

第三十四回国会 参議院建設委員会會議録第十九号

昭和三十五年四月五日(火曜日)午前十一時五十六分開会

委員の異動

三月三十日委員北條鶴八君辭任につき、その補欠として小平芳平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岩沢 忠恭君
理事 稀浦 鹿藏君
松野 孝一君
武藤 常介君
田中 一君

委員

小山邦太郎君
櫻井 三郎君
田中 清一君
武内 五郎君
安田 敏雄君
田上 松衛君
村上 義一君
前尾繁三郎君
森本 靖君

衆議院議員

國務大臣 建設大臣 村上 勇君
建設大臣官 房参事官 高田 賢造君
建設省道路局長 佐藤 寛政君
建設省住宅局長 神田 治君
事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の會議に付した案件

○四国地方開發促進法案(衆議院提出)

○住宅地区改良法案(内閣提出、衆議院送付)

○公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○委員長(岩沢忠恭君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

先刻の委員長及び理事打合せにおきまして、当面の委員会日程について申し合わせ事項がございますが、後ほど印刷してお手元にお配りいたしますが、本日は、四国地方開發促進法案、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案、日本道路公団法の一部を改正する法律案、以上三案の説明聴取、及び住宅地区改良法案、公営住宅法の一部を改正する法律案、両案の質疑を行います。

それでは本日の議事に入ります。まず初めに四国地方開發促進法案(衆議院提出)を議題といたします。まず議者の提案理由の説明を願います。

○衆議院議員(前尾繁三郎君) ただいま上程せられました四国地方開發促進法案について、私は提案者を代表して、その提案理由を御説明申し上げます。

四国地方の開發促進につきましては、去る昭和三十四年第三十一国会に

おきまして四国地方総合開發促進に関する決議が満場一致をもって可決されたのでありますが、この決議の趣旨等からも明らかでありますように、今日、この地方は国土総合開發の重要な一環として、地域的開發を必要とする多くの問題をかかえているのであります。

すなわち、この地方住民の生活程度はきわめて低く、地方財政は弱体であり、台風等の災害も加わり、ために交通運輸の諸施設の整備改善、治山治水等公共諸事業も進まず、相当の包蔵量を有するといわれる各種資源の開發も思うにまかせず、住民の所得は伸び悩みを來たし、後進地域特有の經濟の悪循環を繰り返しているものであります。

例を地方財政にとりましても、昭和三十四年度の基準財政需要に対する基準財政収入の比率は二九%で、東北地方とはほぼ同じく、全国平均の約半分にすぎず、他のいかなる地域よりも低い数字を示し、本地方の財政の貧弱さを如実に物語っておるのであります。が、その反面、公共諸施設の整備状況はきわめて悪く、例を國県道の改良率に見ましても、約一〇%にすぎず、全国平均の二五%は申すに及ばず、中国地方の一九%、東北地方の一七%よりもなお相当低い数字を示しております。災害の多いことも本地方の特徴でありまして、面積当たり、または人口当たり災害事業費は他のいかなる地方よりも大きく、全国平均の二倍を上回っております。

このような現状に對しまして、何らかの特別な國家的施策を行ない、この悪循環を断ち切らない限り、本地方の後進性は一そう顕著となり、地域間の格差はますます増大し、經濟社會の不安定を招来することは必定でありまして、わが國長期經濟安定政策の上からも、これが抜本的對策を必要とすると思ふのであります。

しかも、この地方は、吉野川、渡川を初めとする莫大な水資源はもとより、森林資源、地下資源、農水産資源等相當豊富に包蔵しながら、これらの開發は遅々として進まないものであります。國家的見地から、重要資源の積極的開發、産業基盤の整備強化等の事業を促進して國民經濟の發展に寄与いたしますことは、きわめて緊要であらうと思ふのであります。

このような観点から本地方の総合開發を促進するためには、國が開發促進計画を作成し、これに基づく事業を円滑かつ強力に実施し得るような基本法の制定が、ぜひとも必要であると存する次第であります。

これがこの法律案を提出する理由であります。

次に、法案の要旨について御説明いたします。

第一は、内閣總理大臣は四国地方開發審議会の審議を経て、四国地方開發促進計画を作成することとしたしております。この開發促進計画は、四国地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開發の促進に

関する計画であります。が、資源の開發と一體の關係にある産業基盤の整備事業並びに国土の保全に関する事業等は、開發計画の前提として、当然含まれることは申すまでもありません。

第二は、四国地方開發審議會に關し、その設置、所掌事務、組織その他必要な事項について規定しております。が、特定の重要事項を審議検討するための部會の設置その他審議會の具體的運用については、政令をもって定めることとしております。なお審議會設置に要する昭和三十五年度の予算は百万円が計上されております。

第三は、開發促進計画に基づく事業の実施及び調整についてであります。が、開發促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に關する法令の規定に従つて、國、地方公共団体その他のものが実施するものとし、それぞれの事業の総合、効率的実施推進を期するため、經濟企画庁長官が、毎年度、事業計画及び資金計画の調整を行なうこととしたのであります。

第四は、開發促進計画の実施を促進するための財政上の措置に關してであります。が、政府は開發促進計画を実施するために必要な資金の確保をはかり、かつ財政の許す範囲において、その実施の促進に努めなければならないと規定いたしております。なお、これについては、一般会計予算の増額を期するほか、地方産業育成のための財政資金の確保についても、特段の考慮を

払わるべきことは論を待たないところであります。

また、開発促進計画に基づく事業の実施促進に伴う、地方財政再建促進特別措置法との関係については、財政再建団体及び財政再建法適用団体である県が、開発促進計画に基づく事業を円滑に実施できるように、自治庁長官が、財政再建計画の変更の承認にあたって、特別の配慮を行なわねばならないと規定いたしております。

次に、これらの事業の実施にあつての国の特別の助成措置についてであります。本地方の開発促進計画が作成された場合、すみやかに所要の改正を行なうことにいたしまして、附則第二項にその規定を設けたのであります。すなわち、本地方の開発の緊要性にかんがみ、本法成立後、直ちに開発促進計画が作成されることを強く期待し、かつこの場合において、重要事業に対する国の通常の負担または補助の割合について特別の引き上げ措置を講じ、もつて開発促進計画の画期的実施促進を期している次第であります。

以上のほか、この法律の制定に伴い必要な関係法律の一部改正を行なうことといたしております。

以上が、この法律案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(岩沢忠恭君) 本案についての質疑は次回に譲ります。

○委員長(岩沢忠恭君) 次に、住宅地区改良法案、公営住宅法の一部を改正する法律案(いずれも衆議院送付)、両案を一括して議題といたします。

住宅地区改良法案に關しては、要求

資料が提出されておりますので、まずこの資料について当局から御説明をお願いいたします。

○政府委員(榊田治君) お手元にお配りしてございます住宅地区改良事業実績、住宅地区改良計画案例というプリントがございますが、これについて御説明申し上げます。

ガリ版で一覧表がございまして、これは二十七年から三十四年度まで、法律に基づかないで、公営住宅の一部をさまして不良住宅地区改良を実施いたしてきまして地区の面積、不良住宅の総戸数、これに對しまして改良住宅を建設してきまして年度別の実績等でございます。大部分は事業が継続になつておりました、完了しておる地区といふのは全体から申しますとわずかな比率でございます。その一覧表の次に改良計画の実例というのがございまして、西宮の芦原地区と東京都荒川区の三河島町の不良住宅地区と、京都市三条、この三つの実例が掲げてござい

ます。このうち改良計画が実施されておりましたのは、京都市の三条の分が一部実施になつておるわけでございます。東京都の三河島町と分と西宮市の芦原地区の分は、これからこのような計画に基づいて実施をしたいという計画案でございます。

なおその現況と改良事業を実施した後の地区の形態というものがブルー・プリントでつけてございます。

次に住宅地区改良事業施行順序の図解説明という写真の資料がございまして、これはこの法律を施行して事業を実施いたします場合の施行の順序を項目別に書き上げまして、それに参考としましてどういふような調査をする

とか、あるいは計画を立てるといふのが一応の図解として付けてあるものでございます。

○委員長(岩沢忠恭君) それでは、公共工事の前払金保証事業に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○國務大臣(村上勇君) ただいま議題となりまして公共工事の前払金保証事業に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

昭和二十七年、公共工事の前払金保証事業に關する法律が制定されて以来、公共工事に關する前払金は、前払金保証制度の運用によつて適正かつ円滑に実施され、公共工事の適正な履行に顯著な効果をおさめていたものであります。現在の前払金保証事業の運営の実情にかんがみまして、前払金保証事業の一その充実をはかる必要がありま

す。公共工事の前払金保証事業に關する法律の一部を改正して、保証事業会社は、発注者の請求に応じて、工事を完成して保証債務を履行した工事完成保証人に対し、保証金の額に相當する額の範囲内で所定の金額を支払い得るようになることによつて、工事完成保証人の債務履行を容易ならしめ、もつて公共工事の適正な履行を確保するよう所要の整備をはかることといたしました。

現在、公共工事の発注者が前払金を行なうことは、前払金の部分について、保証事業会社の保証を条件としておりまして、この場合、万一請負者が債務を履行しないときは、発注者は請負契約を解除して保証事業会社から保証金を受け取ることができるとなつております。

しかしながら、現在の前払金のなされてゐる公共工事の請負契約の実情を見ますと、保証事業会社の前払金の保証がなされてゐることのほかに、請負者がその債務を履行しないときに請負者にかつてみずからその工事を完成することを約する工事完成保証人が立てられる場合があるのであります。この場合、もとより発注者は請負者が債券の履行をしないときは、請負契約を解除して保証事業会社から保証金の支払を受けることができるのであります。また、契約を解除しないで工事完成保証人に履行の請求をすることもできるのであります。もし、工事完成保証人が発注者の履行の請求に応じて工事を完成しますと、その結果として、保証事業会社は、工事完成保証人の負担において発注者に対する保証金の支払いを免れることとなるのであります。

よつて、この場合、保証事業会社は、支払いを免れた保証金相当額を限度として、工事完成保証人が請負者に対して求償することができ、金額を、工事完成保証人に対して支払うことができるものと致しました。

なお、この場合の支払いの額については、なるべく早期に予定しておく実上の必要が予想されますので、保証事業会社及び工事完成保証人は、協議により、発注者の意見を聞いて、その

額をあらかじめ定めることができるものとしております。

以上が、公共工事の前払金保証事業に關する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(岩沢忠恭君) 本案についての質疑は次回に譲ります。

○委員長(岩沢忠恭君) 次に、日本道路公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○國務大臣(村上勇君) ただいま議題となりまして日本道路公団法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

日本道路公団は、昭和三十一年に設立されて以来有料道路の整備に努めて参つており、名神高速道路の建設にあたりまして、現地における事務の処理能力を強化し、用地取得の交渉、工事実施の指導等現地における事務を円滑に行なわせるため、従来から六名の理事のうち二名ないし三名を本社から派遣している状況でありました。

しかしながら、最近における名神高速道路の建設工事の本格化その他事業の拡大に伴い、理事二名ないし三名を所要の現場に常駐させる必要が生じて参りましたので、新たに二名の理事を増加して公団の業務遂行に万全を期したいと考へるのであります。

このため日本道路公団法の一部を改正して理事の定数を六人以内から八人以内に変更しようとするものであります。以上がこの法律案を提案いたしますし

た理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(岩沢忠義君) 本案についての質疑は次回に譲ります。

○委員長(岩沢忠義君) 次に住宅地区改良法案並びに公営住宅法の一部を改正する法律案の質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○田中一君 住宅地区改良法によらないで施行、実施ができるという今までの根拠ですね、それから今までやっているところの方法は、今審議しているこの法律が一種の命令になりますから、規制といいますが、その規制とどう違っているか。今までは法律によらないで施行しておったんです。現在の公営住宅法並びに他の住宅関連の法律で実施されている根拠ですね。それらのものを明らかにしていただきたい。

○政府委員(梅田治君) まず、現在まで公営住宅の第二種を割り当てて実施して参ったわけでございますが、公営住宅法の十六條に、「事業主体は、災害、不良住宅の撤去その他政令で定める特別の事由がある場合において特定の者を公営住宅に入居させる場合を除く外、公営住宅の入居者を公募しなればならない」となっております。不良住宅の撤去の場合には、特定の定まった世帯を入居者に入れても差しつかえないことになっておるわけでございます。それによって実施して参ったわけでございます。今日までこういうような方法を用いて実施して参ったのでございますが、これは話し合いの

つく、施行に容易な所を実施して参ったというわけでございます。今後これらの不良住宅改良事業を全面的に施行していくという建前から申しますと、まず現行の法律におきましては、補助率は公営住宅と同様に三分の二でございますが、改良地区が指定されました場合に、大体入居させる者の数というものが、そこで確定できるわけでございます。なお施行地区が指定されました、事業計画が定められまして、それ以後の建築行為等が許可制になるといふような点があるわけでございます。なお一部の反対の方がございまして、場合に、法律によりまして収用ができるわけでございますが、これらの収用使用の範囲が、従来の不良住宅地区改良法によりまして、その範囲が明確でなかったわけでございます。

○田中一君 そこで、今提出されたこの資料、「住宅地区改良事業住宅地区改良計画案」というのを見ますと、たとえば秋田市の秋田市の駅前ですね、不良住宅総戸数のうち、三十四年度は十八戸行なつて十八戸で完了したというところが出ておりますが、これなんか図面の事例でもありますが、これらについては、四十戸あったものが十八戸になってそれが完了したということになる、あとは広場になるとか公共用の道路が何かになったということに認めていいのか、それがいわゆる住宅地区改良なのか、実例として示されたもののうち、これはどういうことなんですか、これは何ですか。

○政府委員(梅田治君) これは建設されます改良住宅の入居者の入居の希望が、十八戸あったというわけでございます。

○田中一君 それでは、秋田市の駅前の事例を図面でお示し願いたいのです。従来の図面でお示したか、それがどうなつたかということですが、こういう資料では不十分です。われわれは住宅地区の法律を審議しているものであつて、公園になつたか、あるいは入居者が多からうと少なからうが、戸数がふえたかふえないか、広場にこの敷地のうちのどのくらいとつたのかという点が明確にならないと、これは住宅地区の改良じゃないのです。住宅地区の問題じゃないのです。であるから、対象となつたところの面積が千八百五十四平米、それから不良住宅の総戸数四十戸、これが四十戸のうち十八戸だけが入つたというなら入つたという説明をなさない。それでなくして、これだけの面積の地域にこの四十戸の不良住宅があつた、それが改良でどうなつたかというところの説明が出てない。これは事例としてお出し願いたい。

○政府委員(梅田治君) ただいま資料をここに持ち合わせてございませんで、後ほど実例につきまして御説明申し上げたいと思ひます。

なお法律に基づかないで施行しておりましたので、ここにあげてございませう地区改良事業のうちで、今後住宅地区改良法の施行による場合には、該当しないものも若干入つてゐるわけでございします。しかしその比率は全体を見ましてごくわずかでございします。で、地区の面積であるとか戸数というよりなことも、これらの実績の上に基づきまして整理いたしたい、かように考えているわけでございします。

○田中一君 私どもはこの法律案は住宅地区の改良を考えている、むしろ住宅地区は道路がなくていいというわけじゃない、広場がなくていいというわけじゃない、それも含めながら、少なくとも住宅地区の改良によつて、入居者の戸数がふえるということを想定しなければならぬのです。ただその土地が私有地であらうと公有地であらうと、平面的に使用されているということでは、住宅地区改良にならないのです。しかしこれは見解の相違であつて、政府は何であらうとその地区さへ整備されればそれでいいのだということならば、何も住宅地区改良法を使う必要はないのです。土地整理法で、土地そのものに對する整理をすればいいのです。従つて事例としてあげられておるものが妥当でないと言ひます。それが説明できるようなものならいい。たとえば今言つてゐるような秋田市の駅前の面積千八百五十四平米というものに四十戸の不良住宅があつた。それが「完了」といふ備考をつけて十八戸というものが建設されたのだ、こういう報告になつておられます。これは実際は何かということですが、妥当であるか、妥当でないかの問題は、あなたがこまかい事例で、図面なり資料でお出しにならないければならぬ、住宅局長がわからなければならぬ、もっともわからないのです。従つて考えられてゐるものの内容というものは、土地の整備をしようとするのか、住宅地区の改良をしようとするのか、住宅といふものを建てようとするのか、どちらかと言ひます。むしろ今度の住宅地区改良法では、少なくとも住宅を建てるといふことが原則にならないければならぬのです。それは平面的な、たと

えば住宅の適地であるという地域が百平米あつた、それに対して従前と同じように、一階を建てるとか二階を建てるとかという程度のもので、住宅地区改良にならないのです。私が常に言つてゐるのは、たとえば耐火建築促進法なり住宅地区改良法なり、あるいは計画局から出さうとするところの、公共施設の整備改善に關連する市街地改造に關する法律案等が準備されておるうちに聞いておられますけれども、それらのものを含めて、対象といふのは何かということですが、この予定されている都市改造の法律案にいたしましても、これはやはり住宅地造成であり、公共用地の整備である。加えて住宅の建設ということが主眼になつておるのです。今の秋田市の駅前の事例、駅前だからおそろく広場はここだけではなからうかと私推定するのであれば、実態はどうなつておるのか、何を目標に考えておつたのか。もしもかりに駅前の広場を造成する、整備するだけならば、これが住宅地区改良法の精神でこの仕事をしたということにならないのです。この一つ一つの事例がだいたい六十から七十かありますから、これ一つ一つ伺つておるのか、どうなのか、今までのかつての不良地といわれておるものはどうなつておるか、それが整備されて、まあ継続事業の場合にはまだ質問しませんが、完了したといふのはどういふ形で完了したのか伺ひたいのです。この資料では不十分です、これは一つ内容を一つ一つ詳しく資料としてお出し願ひたいと思ひます。それから事例として示されたところ

の西宮市の芦原地区並びに荒川の三河島地区、京都の三条ができたといいますが、どうできたのか、どういう形になったのか、もとの悪いという環境がどうなったのかというのを一つ事例でお示し願いたいと思うのです。それからそれを説明するのに、この資料のうちの青写真で作ったものがありますから、これに対する説明も一つしていただきたいと思います。

○政府委員(神田治君) 二十七年から今日まで実施いたしました事業につきましては、公営住宅の、先ほど申し上げました十六条によりまして、不良住宅の撤去に伴う特定の撤去された建物に居住していた人を入居させる、というその条項に基づいて事業を実施して参ったものでございます。従いまして今回御審議にあずかっております住宅地区改良法と、必ずしもびつたりどの事例も一致するというわけではないわけでございます。そこでいろいろの方に、実施中の事例とこれから計画される事例をつけてあるわけでございますが、これが住宅地区改良法の実施によりまして、こういうような形で施行されるであろうというディビカルな事例をここに提出してあるわけでございます。で、まず一番最後の所に京都市の三条の事例がござりますが、これは三十四年度におきまして一部実施中のものでございます。現況は最後の二枚目の所にご覧いただけますが、そこで縦線を引いておいて、そこが改良住宅地区の指定をいたすところかという地区でございます。これが全体計画が完了した時におきましては、最後の図面のようなことになるわけでございます。改良前の容積率を申し上げますと六一・九%に

なっておりますわけでございますが、これをその図面にご覧いただきますように、宅地の高度利用をはかり、なお居住環境を良好ならしめるために相当の空地をとります。で、こういった計画を立てるわけでございますが、なお容積率は八七・一%というように、従来の幾分な小住宅の集合の場合よりも、空地も十分とれ、かつ高度利用もできて居住環境もよくなるというわけでございます。で、この一部を三十四年度において実施中でございます。

次は東京の三河島の、これは今後実施したという計画で……

○田中一君 どれですか、番号を言つて下さい、何ページか。

○政府委員(神田治君) 八ページでございます。なお概要につきましては五ページの上の所にご覧いただけますが、八ページは現況でございます。木造の平家建のむね割長屋が立て込んで老朽した状態で建つておるわけでございます。これを住宅地区改良法によつて、その次の九ページに改良後の姿が一応計画案としてできておりますが、そのような形に建てかえるわけでございます。容積率を申し上げますと、改良前の容積率は六七・四%でございますが、改良後は九二%というように宅地の高度利用になるわけでございます。その次に西宮の芦原地区の事例がござりますが、六ページでございます。現況は六ページのように木造建物の集団になっておまして、これを七ページのような形に改良しようというわけでございます。保育所、公園等の敷地も予定されるわけでございます。この場合は保育所、公園等の用地が入つて参りますので、改良前の容積率は三

九・三%でございますが、改良後の容積率は若干引き上がりまして、四六・四%というような形に計画を進めておるわけでございます。

○田中一君 今の事例のうち、たとえば西宮の芦原地区ですね、これは保育所並びに公園をとるから、戸数としては六戸しか伸びておらぬわけですね、これを見る。

○政府委員(神田治君) 改良住宅の建設は六戸ふえておるわけでございます。で、なお現況における戸数は、これは建物の外郭線を書いてござりますが、それぞれカクコに分割されております中に、同居世帯が入つておるといふわけでございます。従いまして、六戸ふやさなければならぬ世帯の数を収容するといふことになるわけでありまして、

○田中一君 それじゃ京都、今やつておるというから、京都をちよつと伺いますが、改良前の現況が五百九戸、そのうち転出しようというものが二十五戸ということになりますね。そうするとでき上がるのは七百四十八戸ということの計画でありますけれども、そこで第一に伺いたいのは、この土地は所有者がだれのものかという点です。

○政府委員(神田治君) 民有地でございます。

○田中一君 土地所有者と、借地権者とはどのくらいの比率になっているのか。

○政府委員(神田治君) この地区の中に、お寺とかそういうものがございますので、そういうような施設は別といたしまして、住宅は大部分借家でございます。家主は地主と一緒でございます。

○田中一君 そういう抽象的なことで

なくて、ちよつとそれをだれか説明して下さい。これは全部民有地だといふことはわかりました。それから土地の所有者が貸家を建てているんだ、貸家または自分の家を持っているんだといふことなんですか、今の第二段の説明は。

○政府委員(神田治君) 自分の家というのでなしに、大部分居住者は借家人であります。

○田中一君 私が言つておるのは、土地を持っておる人が自分で家を持つておるならば、これは自分の家なんですね。それから貸家かといふ聞いておるんです。土地を持っておつて、そこへ住んでおれば土地を持っている人の家なんですよ、自分の住んでいる家だから。あるいは自分の土地に、自分が家を建てて貸しているのか何っているんです。

○政府委員(神田治君) 借家が大部分でございます。

○田中一君 借家というのはわかりました、全部が自分の持ち家じゃないという事は、土地の所有者と家の所有者というものは同じだという説明をしようとしておるんですか。

○政府委員(神田治君) 建物と土地の所有の關係は分離されておるものもござります。

○田中一君 私の伺つておるのはそれを伺つておるんですよ。土地の所有者、土地の地上権者、地上権というのになりますか、借地権というのになりますか、それからその家というものを、住んでおる者から見て自分の家なのか、あるいは借家なのかということとを伺つておるんですよ。どうなつておるんですか、調べてあるでしょう、

これは当然。そういうところはいろいろ資料をお出しになる以上、そういう質問が当然避けられないんですから、それに対する準備があると思つて、何か局長が説明できなかつたら、だれか調べているものに説明して下さい。

○政府委員(神田治君) 土地の所有者、借地権者、それから賃借人といふ比率につきましては、ただいまここに資料を持ち合わせておりませんので後ほど調べて御報告いたします。

○田中一君 こうしてくれませんか。土地の所有者、登記上の所有者、それからまた借地、権利と見てよいでしょうね、借地権者、どのくらい含まれておるか。それから家が土地の所有者の家か、あるいは借地権者の家か、それからあるいは借地権者から土地の賃借を受けて、自分の持ち家として住んでいる者がどのくらいあるか。いいですか。従つて土地の所有権をはつきりさせたいということ、それから家の所有者といふものはつきりさせたい。住んでいる者は現在の者が住んでいるのでしょからね、これはいいと思つておるが、その中でどのくらいの間借り人といふんですか、借室権者がいるか。それを一つやつておるのですから、やつておる事例として資料あるでしよからね、資料出してもらいたい。

○政府委員(神田治君) 後は資料に基づきまして御報告申し上げます。

○田上松衛君 関連して、田中さんからさつき指摘されました、西宮市芦原地区の実績について、そしてその完了の分については、逐一あとで聞くから

けですよ。これは、どういふ工合にこ

数は、この地区の改良に特別に割り当

宮の事例ぐらいあればいいですよ、し

る方が経済的にはプラスにならぬのは

けでございます。で、こういふようなこ

とで実施して参りましたので、これでは公営住宅の十六条だけでは不備である、やはり住宅地区改良法の趣旨、目的等を明確にするために法の制限が必要だというように考えたわけでございます。従いまして今後、ここに網羅してございませうけれども、これが全部住宅地区改良法が施行になれば、全部似たような地区が該当するということに考えてここに提出したわけではないのでございませう。二十七年から三十四年度まで四千五百戸程度の不良住宅の改良事業をやっておったという実績を提出しろということでもございまして、それを提出したわけでもございませう。

○田中一君 不良住宅の改良ですか。

これは全部目的はどきまでも不良住宅の改良ということになっているわけですか。

○政府委員(神田治君) 法律の根拠といたしましては、公営住宅の十六条を使っておりましたので、不良住宅の改良という点で進めておたわけでございます。

○武藤常介君 たとえば、今お話し中ですが、宇都宮の雀宮が二百二十四戸が、これは何戸くらいになる予定なんですか。栃木県の宇都宮の雀宮ですね、継続事業になつてゐるわけでしょうか、これは。

○政府委員(神田治君) 宇都宮の雀宮につきましては、たゞいま事業主体の方で全体計画を作成中でございます。○武藤常介君 模範的なよい環境を作るためにやるんでしょうが、居住者が非常に犠牲に遭遇するようなことがないのですか、これで。

○政府委員(神田治君) 居住者は、十

分家賃等につきましては、それぞれの事業主体で減額措置を講ずる等の適切な措置を講じてございませうので、非常に喜んで入居しておる状況でございます。

○武藤常介君 これは大体あれですか、新しくできた住宅は耐火性でしよ。耐火性で何階作りになつておるのですか。

○政府委員(神田治君) 地区改良に用います改良住宅といたしましては、今後は三階ないし四階建の鉄筋のアパート形式のもの、外壁が耐火構造であり二階建の形式のものと使つてわけでございます。

○武藤常介君 大体なんですね、市内の住宅あたり見ますと、四階建あたりが相当多いようですが、これらには現在エレベーターをつけないのですか。

○政府委員(神田治君) エレベーターの施設をどうしても必要と考えられますのは、六、七階から以上であるというようにわれわれは考えておるわけでございます。

○武藤常介君 わかりましたが……。○田中一君 六、七階なんて言わないで、五階なら五階、六階なら六階と言えいいのです。六階と七階はだいぶ違う。どちらですか、六階と七階と。

○政府委員(神田治君) 建物の、アパートの形式によりまして、二階建が三つ重なつたというような形式のメゾネットという形式のものもございませう。これは階数からいへば六階でございませうけれども、自分の家の玄関口に到着するときは五階でございませう。従つて六階でも徒歩でさほど苦痛を感じないわけでありませう。そういうもの

は最高限度としてエレベーターは要らないのではないかと、かように考えております。

○武藤常介君 実際住宅をかまえておる人の話を聞いてみると、四階とか五階とかいうところでエレベーターのないところでは非常に不安を感じ、不便で困つておるのですが、将来こういうものをどんどん作らる計画ですか。

○政府委員(神田治君) エレベーターは、現在公園で大量に注文して作らしておるのも一基五百万円程度かかるわけでございます。従いまして、国民の住居負担能力等と勘案いたしまして、今後漸次いたしたいと考えております。

○武藤常介君 わかりました。○田中一君 いま一つのも例です。松戸の天神山、これは二千七百三十二坪というのは約九百坪ですね。これに三十五戸あつた。それが三十一年に二十四戸完成してゐる。これは大体一戸当たり二十坪の用地を取つておるから四百八十坪、あとの残つたこの半分はどこへ行つちまつたのですか。

何をしましたか。一戸当たり二十坪といひましたね。それはこの建蔽率等を含んだものなんですか。

○政府委員(神田治君) 御指摘の天神山につきましては、マルで囲んでございませう。これは簡易耐火構造の二階建てでございます。一戸当たりこれは四、五十坪必要かと思つております。なお申し上げました坪数は、建蔽率等も考えました坪数でございます。

○田中一君 二階建ならば坪数はもつとふえるのじゃないですか。二千七百三十二坪というのだから大体九百坪

です。九百坪のところへ二十四戸といふから、二階であらうと何階であらうと、四百八十坪使つて、あとの半分くらいのものは何になつておるのですか。

○政府委員(神田治君) いろいろ資料の中に、たとえば完了と書いてございませう。法律に基づかない完了でございませうので、いろいろそういう住宅地区改良法を制定すれば、もちろん出てこないものも含まれておるわけでございます。この天神山につきましては、資料を調査いたしましたので、御報告申し上げます。

○田中一君 私ども、とにかく住宅地区改良法というものを、不良住宅地区改良法という旧法ですね、これが今までは死文化してゐる、利用されておらぬ。それで、公営住宅法の第十何条ですかで、多少動いておる、動いておるのか、これだといふ現わし方をしておるわけですか。結局私どもがねらつておるの、今日の地価の高騰というものを考へてみますならば、おそらく不良住宅地区といふものは、経済的にも相当利用面の高い土地であらうと思つておる。今、これから事業をしようとする地区は、あるいはそういう人間が住んでおるけれども、相当多く、たとえばいろいろな何と言ひますか、この前もあなたが言つたような階層の特殊な地域だといふことになると思つておる。そこで、やはり土地の高度利用といふことが主眼にならなければならな

いと思つておる。そうすれば従来あつた百戸の住宅といふものを改良して、そうして高層化して二百戸ないし三百戸にするといふことをねらつた方が一番いいのじゃないかと思つておる。入居者が

云々とか環境とかいふことをねらつてゐるのではない、エレベーターを作るとかいう問題ではなくして、土地利用という問題について、十分効率のあるような方法をとらなければならぬのじゃないかと思つておる。

そこで今までは、今の説明のように公営住宅なり何なりを乗つけたものの数ですが、これだといふことを言つておるんです。今までのお話しは、公営住宅なり、公園なりのものを乗つけたものがこれだ、従つて、あとはどういふ形

で、この地区が利用されるかわからぬといふことですね、あなたの説明といふのは、それならそうと云つてくれれば、いい、もう多弁を要しないことで、明快に一問一答でいいんです。私どもは、あなたの言つておることを理解しようとして努力してゐるんですが、言葉が多いので、ますます混乱をしてしまつた。

現在、松戸なら松戸の天神山では、どういふ工合に、あとの土地利用をしてゐるかはわかりにならぬわけですか。

○政府委員(神田治君) ただいま、私は存じていないわけでございます。

○田中一君 今のそういうような説明は、全部に対して、そういうふうに理解してゐるのですか、今のこの三ページに載つておるのを、そうすると、もう質問しませんから。

○政府委員(神田治君) 法に基づいて実施しておりますので、この一々のこれ以上の質問は、できればごかんべん願ひたいと思ひます。

○田中一君 そんなことを言わぬでもいいんです。わからないなら、地方にまかせてあるからわかりません、そ

ういう答弁でいいんですよ、實際を言う、それでいいんです。わからないものは、僕ら追及しないから。

それで、それじゃ僕ら質問しません、今までの事例というものを二、三出して下さい、どうなっておるか、まだそれがわからないんですよ。つつ突けば、あなたは答弁できないし、こつちもますますわからなくなってくるから。そういうのは、さつそく近間のところ、連絡のすぐつくところは、全部出して下さい、そしてどうなっておるか。ことに秋田市なんという所は、松野委員の地元なんです。その松野氏が、何かちよつともわからぬ、どこの地区かわからぬというところで、そういうことでは、なおさらこつちはわからない。

○松野孝一君 ちよつとお尋ねしますが、秋田県の場合ですが、ここに不良住宅総戸数四十戸のうち、十八戸建設して完了となつておる。先ほど田中委員その他からお話がありましたが、あとの残りの二十二戸でございませうか、二十二戸というものは、この地区に入るのを希望しないで、他の方に転出したのだらうと思ひますが、それは大体、自分で建設して入ったものありませうけれども、大抵は公営住宅とか、そういうような政府の建設した住宅に入つたものと見ていいのですか。

○政府委員(神田治君) これは他の地区に転出したわけではございまして、その行先が公営住宅であるか、そこまでは判明いたしておりません。

○松野孝一君 これは、田中委員からお話がありましたが、実は私は、秋田にはしじゅう降りるのだけれども、ど

うも三十四年度に、こういうところかどうかちよつと気がつかないのです、これは資料を出してもらいたいと思ひます。

○政府委員(神田治君) 二、三の地区につきまして、資料はそろへまして提出いたします。

○松野孝一君 秋田県の場合は、それじゃ資料を見せてもらつてから、また質問があれば質問をしますが、このずつと並んでいる資料がありますが、ほかの委員からお話がありましたけれども、全体を見ますと、この継続の地区はまだわからないにしても、大体この改良住宅地区に入る人よりも、外に出るのが多いのですかね、その点、どういふ見込みですか。

○政府委員(神田治君) 入居者は、特別の場合を除きまして、大部分は改良住宅に入居を希望しているわけではございます。

○松野孝一君 そうですかね。ちよつと今、完了したところで、まあ秋田の場合なんかは、この改良地区に残る人は少ないですね。それから松戸もそうです。天神山、先ほどお話がありました。

それから、大体似寄つたところもありませうけれども、私のお聞きしたいのは、この改良した地区に残らないもの、要するに転出を余儀なくせられるもの、それは喜んで行つたか喜んで行かなかつたかわからないにしても、そういう戸数というものは、最初の、住宅不足戸数というものを、何かで見ましたが、密集地帯のものとか、あるいは危険建築物とか、そういうものを幾つか事例に分けて決定しておりますね、百万戸とか、二百万戸とか、そう

いうものに、最初から入つていられるのか、計画に。それをお聞きしたい。

○政府委員(神田治君) 全体の戸数の中には入つてございませう。

○田中一君 今、ちよつと調査員に聞いてみると、天神山は九百坪、それに二十四戸建てると、これが簡易耐火の二階建てという、一戸に対する用地が、さつきあなたは二十坪と言つておりましたね。それは何坪ぐらい見ておるのですか、建設率から見ても、あるいは環境として、今まで慣例でやつていける用地としては、かりにそれが二十四戸で、一戸四十坪と見ると、四十坪なら一ぱい一ぱいになつてしまふのです。

○政府委員(神田治君) 簡易耐火構造の二階建ての場合は、大体四十坪を必要といたします。

○田中一君 そうすると、何も調べないでも出てきてしまふ。約九百六十坪かかるのだから、今まで三十五戸居住者があつたところを取つ払つて、不良住宅地区として改良したところが二十四戸しか建たないということなんです。簡易耐火の二階建てにすれば、それしか建たないということなんです。

それじゃ逆に、ますます宅地というものを少なくするということになるのです。三階建てした場合どうなんです、宅地との比率は。三階というところは十二戸ならば三十六戸だ。三十六戸にした場合には、どうなりますか、敷地の比率は。

○政府委員(神田治君) 建設基準といつたしましては、一戸につきまして十六坪程度で、できるわけではございませう。

○田中一君 よく見て下さいよ。天神山の場合には、今までは不良住宅とし

て三十五戸あつたのです。それを改良して二十四戸しか建たないということになる、これでは、ますます宅地の取得が困難になるんじゃないですか。

○政府委員(神田治君) 全体の戸数の取得が困難になるんじゃないですか。

○田中一君 当然、三十五戸を入れるという計画ではなくて、そのうちの十戸は追い出すという計画になるわけですよ。これでは一戸を追いつけず計画になつてやしないかということ、かりに四十坪というものを必要とするならば、なるほど住む人はいいかもしらぬけれども、これは足りない人は、はなはだ迷惑しますよ。

○政府委員(神田治君) 提出いたします。

○田中一君 この地区面積です、これは根本的な問題ですが、何戸建てようとも、余つた土地は全部使えろということなんです、余つたのは返すということなんです、どうなんです。

○政府委員(神田治君) お答えいたします。

住宅地区改良法の法案におきましては、余つた用地は、地区施設、あるいは公共施設等に使用されるものもございませうが、なおかつ、住宅用地として余裕地がございませう、それは、普通の公営住宅でございませうと、あるいは公団住宅、あるいは一団地の住宅経営をかぶせました金融公庫の融資による協会住宅といったような、住宅の用地として、それぞれの事業主体に、これを譲渡するということになつておるわけでありませう。

ただ、これは地区改良法が制定された後におきまして、そういう余裕地ができたときに、土地利用の基本計画に基づいて、そういう処分が可能になるわけではございませう。現在まで実施いたしておりますのは、そういう法の裏づけに基づいて実施しておりますので、余裕地につきまして、どうするかどうかというふうな規制は、ないわけではございませう。

○田中一君 逆に、足りない場合は、どうなんです。

○政府委員(神田治君) 住宅地区改良法を施行した場合には、宅地の高度利用を十分はかるわけではございませう、改良地区内の居住者で、住宅困窮者は、一応その地区に収容するということを原則に建築計画を立てるわけではございませう。

しかしながら、宅地の高度利用を十分はかつて、どうしても地区外に、若干出なければならぬというふうな場合も、あるいは想像されるかも知れないわけではございませう、さうなときには、地区外に改良住宅を建設して、そこへ入居させるということになるわけではございませう。

○田中一君 それじゃ、具体的にお伺いします。さつき問題になつておつた天神山の場合、これは二千七百三十二平米あるわけでは、それで現実に建つたのは二十四戸です。ちよつとこれと同じ問題を考へても、富山市の有沢です。この場合、できたのは二十四戸です。あの天神山と同じです。しかも土地の關係でいうと、富山が、二千七百三十二に対して、これは千五百四十四しかないのです。これは足りていないのですか、足りていないので

すか、どうなんです。前の例から考えると、足りないはずだと考えるのだから。

もう一つ指摘しておきます。非常に余るのじゃないかと考えられる問題は、京都府の深草ですか、この場合はたつた二十八戸、これで完了になっておるわけですか。上地は、実は六千七百五十五平米という莫大なものです。これは大へんなものが余つておるのじゃないかと、こう考えられる。逆にいいますと、今度は和歌山県御坊市の場合、今の京都のと比較しまして、やや半分にしかならないところの、三千二百四十平米に対して、実は六十戸が建てられておるといふことです、これは、非常な差が出てくるのです。

こういう場合も、土地が余つた場合と足りない場合との問題を、さつきからしてみますと、指摘するならば、そこについては、資料を出しますと、こう言われておるのです、そうなるべくと、こういふ納得できないところについて、全部出してもらわないと、どうも話が合わないのです。

○政府委員(磯田治君) 先ほどから申し上げましたように、これは法に基づかないで実施してきた実績でございますので、いろいろそういう法律に基づいて実施する場合の基準とは、若干食い違つた面もございます。

ただ、宅地の利用の仕方でございますが、四面に道路があるとか、あるいは川があるとか、そういうようなことで、いろいろ一律に宅地の利用度というものを決定できない面もございます。従いまして、地区々々によつて、宅地の高度利用は十分はかるわけでございますが、非常に周囲に有利な条件が

あつて、宅地の高度利用ができる場合と、周囲に、非常に日照等に悪影響を与えて、若干宅地の高度利用という点を、他の地区への影響を考へて、遠慮しなければならぬという地区もあります。

○田中一君 そこで、京都の三条の場合、これは全部指定は、住宅地区の指定になつてゐるんですか、全部これは。

○政府委員(磯田治君) まだ法律が制定しておりませんので、地区は、指定してございせん。

○田中一君 都市計画法で、工業地域とか住宅地域とかきまつてゐるでしよう、その指定は、どうなつてゐるんですか、聞いてゐるんです。不良住宅地区という意味じゃないのですよ、僕の言つてゐるのは、用途指定があるでしよう、どうなつてゐるのかということを知つてゐるんです。

○政府委員(磯田治君) 京都市は、地域の指定はございせん。御指摘の三条地区につきましては、住居地域と商業地域に相なつております。

○田中一君 そうなんです。そうすると、この法律のねらいとするところは、単なる住宅地区として指定したものの以外、あるいは工業地域も入るだらうし、あるいは商業地域も入るだらうし、それらを全部今度不良住宅の改良地区という指定をすれば、工業地区でも商業地区でも、それは入るわけですね、その指定すれば。

○政府委員(磯田治君) その地域の現況に基づきまして、地域制限の別なく適用できるわけでございますが、ただ工業専用地区等は、住宅を建設することができない。従いまして、その場合

は、改良住宅の建設は、地区外に行なわれるということになるわけでござい

○田中一君 そうすると、地区指定というものが、今度の法律が優先するの

ね、これは土地の利用という面です。それから、従つて土地の経済的な価値という面は、非常に大きな問題があるのです。たとえば、商業地域ならば、建蔽率は住宅地区とおのずから違つてきます、建蔽率がですね、その点の関係はどうなるのです。

○政府委員(磯田治君) 都市計画区域内におきましては、改良地区の指定の際に、「都市計画審議会ノ議ヲ經テ」という手続を経まして、都市計画との調整を要するわけでございせん。

○田中一君 従つてですね、むろん審議会が、住宅改良地区という指定をする、審議会が、それに対してイエスかノーかをきめる、こういうのです。意思の表示は、やっぱりその事業主体が、それを申し出るのでしょう。そうすると、非常にいろいろな問題が起きてくるのです。たとえば建蔽率等でも、非常に制限されてゐるところを、逆に今度は商業地域に変更することでもできるのです。中高層を作つて、そこに店舗を設けるから、これは住宅地域であつたけれども、これだけは商業地域に繰り込んでくれといふことも可能なんです。都市計画審議会でも、これを認めれば、そういうことは、どうですか。

○政府委員(磯田治君) 御承知のように、現在、都市計画の施設と決定されます地域指定の制限がございせんが、日本の地域制は、純粋の地域制を

とつてゐないわけでございせん。たとえば商業地域でございせん、いろいろ商業の利便に反しない限りは、他の用途のものも入つてくるわけでござい

従いまして、商業地域内に、実際の

場合、住宅地区が形成されてゐる例はたくさんございせん。そういうような場合に、改良地区を指定して施行いたします場合に、空地費等につきましては、十分居住環境の改善といふこととあわせて、その用地にふさわしい宅地の高度利用をはかつていきたい、かように考へております。

○田中一君 もう少しね、ぼくなんかの理解しにくいような言葉じゃなくて、簡単に言つてほしいのです。それは、不良住宅地区として指定した場合、これは、土地の高度利用のために中高層で、一階を店舗にした、しかしながら土地の所有権といふものは、都市計画法に基づく制限といふものがおのずからあるわけなんです。商業地域にしたなら、なるほど用地に対する建蔽率が九割ぐらゐは建てられるけれども、ところが住宅地域では、あるいは六割であるいは四割だ五割だといふようなことになるわけなんです。それで、これは自分の持つてゐる土地——土地を持つてゐるけれども、利用ができないというものは、これは愚の骨頂なんです。そうする

には、逆に商業地域の中に、住宅が含まれてゐるという場合もある。この場合には、今言つ通り、同じ住宅でも、一ぱい一ぱい建てられるわけですね。しかしながら逆に今度は、建蔽率が非常に高い住宅指定地、それに、中高層の、高度利用のために中高層の店舗で

も持つてゐる場合には、それを直ちに商業地域に指定がえすることは、都市計画審議会の方でもつてきめることもあり得るということですね。ないのですか、あるのですか。

○政府委員(磯田治君) この住宅地区改良事業としては関係がございせんけれども、都市計画の立場として、それが商業地域に指定するのが一番適當であるといふような場合には、そういうような地域の変更も行なわれるかと存じます。

○田中一君 しかしですね、今言つ通り、この法律は、単に環境の悪い住宅地区、不良住宅地区といふものを改良するのだという前提ならば、道路もよくなるだらうし、環境がよくなるでしよう。今までは、どうにもならぬスラム街が、あるいは商業地域になることも可能なんだ。その場合には、その意思を發動するのは、やっぱり不良住宅改良法なんです。その意思を發動するのは、計画を立てるのは、やっぱり住宅地区改良法が發動されて、そういう計画になるわけなんです。初めから都市計画審議会と都市計画法と、全然逆なコースでいくと、あるいはそれをきめられてゐる地区として、決定されてゐるもの通りにいくといふものじゃないと思ふのです。どこまで、土地の利用度を高めるところに、われわれは賛成する主眼があるのです。ただ、それを直して住民を建てさせりゃいいんだといふものじゃないのです。従つてですね、都市計画審議会が、その認めた場合には、やるでございまして、もうなんといふことよりも、住宅地区改良法によつて發動するわけ

○田中一君 あつた場合は、どうしますか。あつた地区は、どうしますか。

けないわけですよ。

私は、大体都市改造の草案は持つて

いたしますから、この辺で、きょうはあとの質疑を留保しておきます。

そうして現在までの、各同僚委員からも出ております資料を、それを十分お出し願いたい。

願って、お呼び願いたい。

○稲浦鹿藏君 この膨大な資料をも
らったのだが、これは、公営住宅法の
十六条に関係のあるものだけビク・
アップしたものです。

ました京都の深草の場合、これと和歌山の志摩、この場合とが、いかにも差が大き過ぎますので、これについて、説明のできるように一つ出していただきます。

○政府委員(神田治君) 提出いたしました。

○委員長(岩沢忠義君) それでは、本日は、これをもって散会いたします。午後零時四十八分散会

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、四国地方開発促進法案(予備審査のための付託は三月二十四日)

四月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国土開発縦貫自動車道路路線中東京、小牧間予定路線実現促進に関する請願(第一四〇三号)

一、札幌開発建設部庁舎新築に関する請願(第一四一三三号)

一、国土開発縦貫自動車道路路線中東京、小牧間予定路線実現促進に関する請願(第一四八八号)

一、国道四号線中郡山市、二本松町間道路舗装工事促進に関する請願(第一六〇五号)

第一四〇三号 昭和三十五年三月十八日受理

国土開発縦貫自動車道路路線中東京、小牧間予定路線実現促進に関する請願 請願者 山梨県知事 天野久外 七名

紹介議員 田中 一君

一部国会議員の間で行なわれている、東海高速自動車国道建設促進立法の運動は、超党派的に決定した国土開発縦貫自動車道中央自動車道の建設を現実的に否定することとなり、国会の権威をゆがめるものであるから、その立法を阻止すると共に、中央自動車道東

京・小牧間の路線決定に関する法律案のすみやかなる提出及び可決を促進せられたいとの請願。

第一四一三三号 昭和三十五年三月十八日受理

札幌開発建設部庁舎新築に関する請願 請願者 札幌市北三条西四丁目合同庁舎内 吉川洋司 外三名

紹介議員 田中 一君

北海道開発局札幌開発建設部の庁舎は、建築以来すでに三十七年も経過しているため、雨漏りがするばかりでなく、冬季は雪、夏季は、ほこりが室内にひどく吹き込む状態にあり、執務上大きな妨げとなつてゐる。また、事務の分量も年ごとにふえてきたため現在においては、各事務室は狭くなり二階の床は机や書類の重さによつて、ゆがみを生じているほどの危険な状態にあり、さらに、室内の換気が悪いため、り病者も年々増加している現状であるから、札幌開発建設部の庁舎を一日も早く新築せられたいとの請願。

第一四八八号 昭和三十五年三月十九日受理

国土開発縦貫自動車道路路線中東京、小牧間予定路線実現促進に関する請願 請願者 山梨県議會議長 名執 齊一外七名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一四〇三号と同じである。

第一六〇五号 昭和三十五年三月二十四日受理

国道四号線中郡山市、二本松町間道路舗装工事促進に関する請願

請願者 福島市上町福島県商工會議所連合会内 須藤 仁郎

紹介議員 石原幹市郎君

東北地方の産業開発上、運輸交通の充実増強は、最も肝要であるが、国鉄輸送関係に比べて、道路の整備は一步おくれであり、とくに福島県郡山、二本松間国道は、昔のままの状態であるのに加えて、本区間には二箇所の鉄路横断箇所の難所もあり、各種車両の往来がきわめて多いため、はなはだ危険な現状であるから、本区間道路の舗装工事をすみやかに実施せられたいとの請願。

四月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

関する契約(以下「保証契約」という。)を「保証契約」に改める。第十三条の次に次の一条を加える。

(工事完成保証人に対する支払) 第十三条の二 保証契約に係る公共工事の請負者がその責に帰すべき事由に因り債務を履行しないために発注者がその請負契約を解除できる場合において、その解除をしないで工事完成保証人(保証契約に係る公共工事の請負者がその請負債務を履行しない場合において、請負者に代わつて自らその工事を完成することを発注者に対して約する者をいう。以下本条中同じ。)にその工事を完成することを請求するとともに、その旨を保証事業会社に通知し、工事完成保証人がこれを完成したときは、保証事業会社は、保証約款で定めるところにより、発注者がその解除をしたとするならば支払を請求することができるができた保証金に相当する額を限度として、工事完成保証人が請負者に求償することができる金額を工事完成保証人に対して支払うことができる。

2 保証事業会社及び工事完成保証人は、協議により、発注者の意見を聞いて、前項に規定する支払の額を予定することができる。

第十七条第三項中「保証債務を」を「保証債務(第十三条の二第一項の規定による支払を含む。以下本条中同じ。)」に改める。

第十八条第一項中「発注者の同意」を「発注者(第十三条の二第一項の規定による支払に関する事項が

保証約款に定められている場合においては、工事完成保証人を含む。以下本条中同じ。の同意)に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

四月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本道路公団法の一部を改正する法律案

日本道路公団法の一部を改正する法律案

日本道路公団法の一部を改正する法律案

日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第八条中「六人」を「八人」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。